

平成24年度財務書類について

第1 財務書類作成にあたって

1. 財務書類の必要性

市の予算、決算、会計制度は、地方自治法等の法令により、その調整方法や処理方法が規定されています。それらは、民間企業で採用されている「発生主義会計」に対して、「現金主義会計」と呼ばれ、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっています。地方自治体で現金主義が採用されている理由は、予算の適正・確実な執行を統制するための手段として、現金の收受がもつ客觀性、確実性に着目しているためと考えられます。

また、発生主義会計は、もともと営利企業が、期間損益計算を適切に行うために採用しているものです。市は営利企業と違い、利益の追求ではなく、住民福祉の向上を目指していますので、両者は、目的の違いからも、会計方式の構造と機能に大きな違いが生じていると考えられます。

しかし、現金主義会計だけでは、市の資産や債務の実態をつかみにくいことから、資産や負債などのストック情報や、発生主義に基づくコスト情報の作成が求められてきました。

この発生主義会計をまとめる財務書類として、平成18年6月に成立した「行政改革推進法」を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置付けられ、さらに、平成19年10月には、国の「新地方公会計制度実務研究会」が新しい財務書類に関する報告書をとりまとめました。これを受け、国においては平成19年10月17日に各自治体に対して「公会計の整備推進について（通知）」で、「人口3万人以上の都市は、3年後までに、（中略）貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表の整備又は4表の作成に必要な情報の開示に取り組む」とこととされました。

これにより、当市においては、平成24年度に平成22年度分を、平成25年度には平成23年度分の連結財務書類について作成・公表したところであります。

連結財務書類とは、普通会計に国民健康保険事業や介護保険事業といった特別会計、病院事業や水道事業といった公営企業会計及び市の関与・財政支援の下で事業を行っている関係団体（土地開発公社・大田市体育・公園・文化事業団等）を含めた財務書類であり、大田市全体の財務情報や経営状況等について明らかにするものです。

2. 作成する財務書類

I 貸借対照表

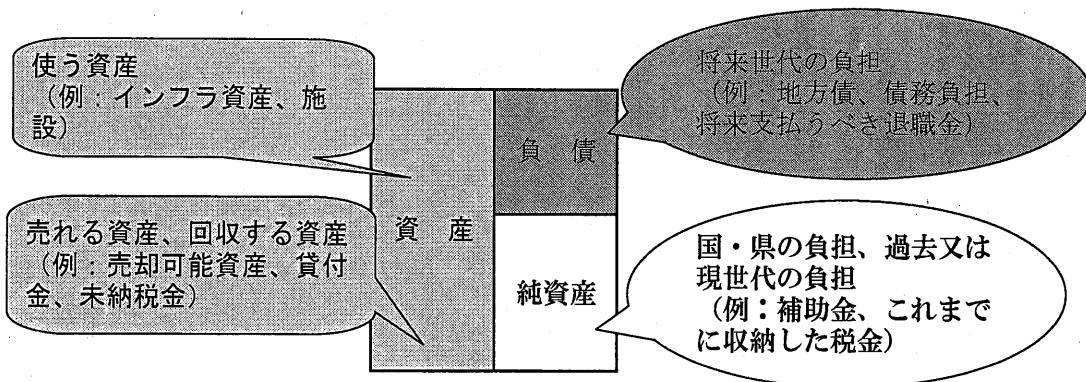
(1) 貸借対照表とは

貸借対照表とは、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産を、どのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。

また、資産合計額と、負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることから「バランスシート」とも呼ばれています。

(2) 貸借対照表の構成要素（資産・負債・純資産）

貸借対照表は、下図のように資産、負債及び純資産から構成されています。



「資産」には、

- ①自治体が住民サービスを提供するために使用すると見込まれるもの（使う資産）と、
 - ②将来、自治体に資金流入をもたらすもの（売れる資産、回収する資産）
- の2つがあります。

例えば、①については、インフラ資産や施設などの有形固定資産が含まれ、②に関しては税金の未収入金や売却可能資産などが含まれます。

「負債」とは、

将来、支払い義務の履行により自治体から資金流出をもたらすもので、負債に計上される主たる項目に、地方債があります。

地方債は、将来償還していく義務があるため、負債へ計上されます。また、地方債は、公共資産など住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、住民サービスを受ける世代間の公平性の観点から発行されると言われており、このため、負債は「将来世代が負担する部分」という見方ができます。

「純資産」とは、

資産と負債の差額です。純資産に計上される主たる項目として、補助金や一般財源があり、地方債と同様に、住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、純資産は「現在までの世代が負担した部分」という見方ができます。

II 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち、福祉活動や、ごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

(2) 行政コスト計算書の構成要素と性質別・目的別行政コスト

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差し引きしたものが、「純経常行政コスト」になります。また、行政コスト計算書は性質別と行政目的別（行政分野別）の行列形式で表示されています。

性質別の区分と目的別の区分とを行列形式で表示することで、例えば教育といった行政分野のサービスを提供する為に、人件費や物件費など、どのような性質の経費が用いられているかが分かるようになっています。

「経常行政コスト」（行政サービスに係る経費）は、性質別（性質別行政コスト）と行政目的別（目的別行政コスト）に分解して見る方法があります。

行政コスト計算書を縦方向に見る「性質別行政コスト計算書」で、経常行政コストの内訳を見ると、人件費、物件費といった官庁会計でいうところの「節」で示される経費と、退職手当引当金繰入等や減価償却費といった発生主義特有の勘定科目とで表されています。

また、経常収益についても、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金といった「節」によって表されています。

このように「性質別行政コスト計算書」では、1年間の行政サービスを提供するにあたって、人件費や物件費、補助金といったどのような性質の経費が用いられたか、また、このような行政サービス提供の見返りとしての使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったのかを把握することができます。

一方、行政コスト計算書を横方向に見る「目的別行政コスト計算書」では、経常行政コストと経常収益が、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった行政目的別にそれぞれどの程度あったかを見るることができます。

III 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に掲げてある項目の各数値が、1年間でどう変動したかを表している計算書です。

貸借対照表で説明したように、純資産の部は、今までの世代が負担してきた部分ですので、1年間で今までの世代が負担してきた部分の増減が分かります。

(1) 純経常行政コストと財源

純経常行政コストの金額に対して、一般財源及び経常的な補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、純経常行政コストが、受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかが分かります。

(2) 臨時損益

経常的なコストや財源のほかに、公共資産の除売却や、第三セクター等に対する債権放棄など、臨時的な要因によるコストや収入が発生します。

(3) 科目振替

(1)、(2)で記載した事項が、主な純資産の変動要因になりますが、資本的な収入及び支出に伴う純資産内部の振替が発生します。具体的には次の通りです。

①公共資産整備への財源投入、貸付金・出資金等への財源投入

これは、財源として拘束されていなかった一般財源が、公共資産や貸付金、出資金の財源として使用される（資本的支出）ことにより、公共資産等整備一般財源等として拘束されることを表しています。

②公共資産処分による財源増、貸付金・出資金等の回収等による財源増

これは、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の処分や貸付金・出資金等の回収により使途の自由な一般財源として回収された（資本的収入）ことを表しています。

③減価償却による財源増

これは、②と同様に、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の減価償却（価値減少）に伴い、一般財源として回収されたことを表しています。

なお、減価償却費は、行政コスト計算書に計上されているため、純経常行政コストに含まれています。したがって、その他一般財源等は結果的に増減せず、公共資産等整備国県補助金等及び公共資産等整備一般財源等のみが減少することになります。

④地方債償還に伴う財源振替

公共資産等整備の財源として発行された地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち、地方債によって賄われていた部分が、一般財源に置き換わりとなります。すなわち、公共資産等整備財源として発行した地方債を償還するということは、公共資産等整備への財源投入と同じ性質を持つということです。したがって、公共資産等整備への財源投入と同様に、償還額を、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替える必要があります。

(4) 資産評価に伴う増減

売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。また、価値のある資産を無償で受贈したことによる受贈益が発生する場合もあります。これらは、潜在的な一般財源を増減させますので、資産評価差額の増減として計上します。

IV 資金収支計算書

資金収支計算書は、歳計現金（＝資金）の出入りを性質の異なる3つの区分（「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」）に分けて表示した財務書類です。

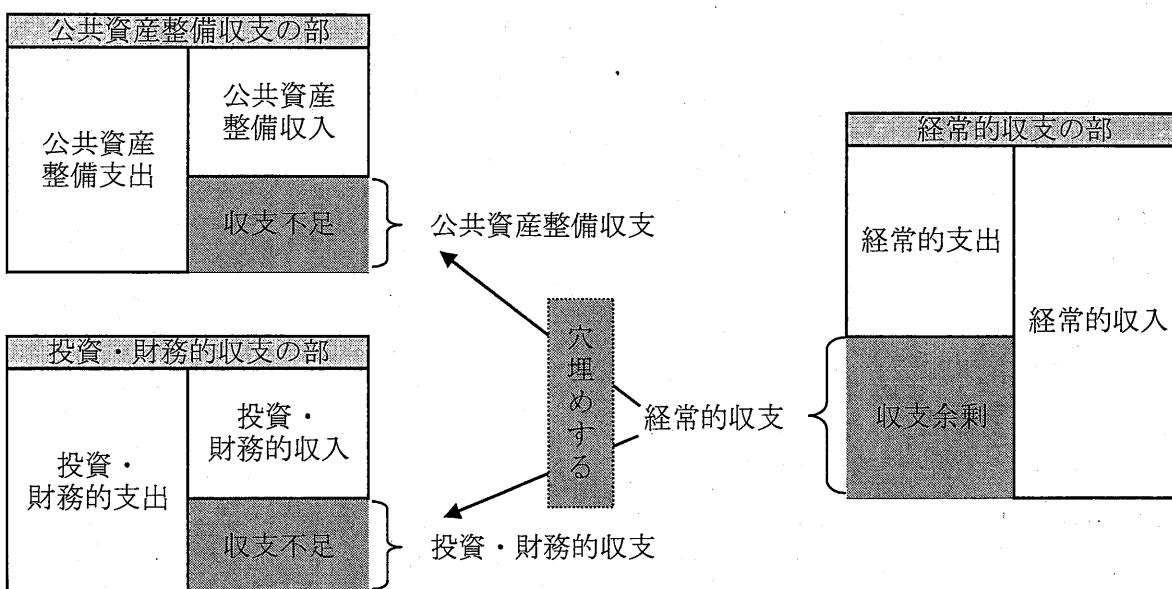
まず、「経常的収支の部」には、人件費や物件費などの支出と、税収や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

次に、「公共資産整備収支の部」では、公共資産の整備などの支出と、その財源である補助金や地方債などの収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う財源と使途の状況が表示されています。

最後に「投資・財務的収支の部」には、出資、貸付、基金への積み立て、地方債の償還などの支出と、その財源である補助金、地方債、貸付金元金の回収などの収入が計上されており、投資活動などの（財務活動）に伴う資金収支の状況が表示されています。

以上の3つの区分で表される資金収支計算書から、自治体のどのような活動に対し資金を必要としたのか、どのように財源によってそれを賄ったのかが分かるとともに、歳計現金をどのような活動より獲得し、使用しているのかを読みとることができます。

資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰（黒字）で、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足（赤字）を穴埋め（補てん）するという関係になります。

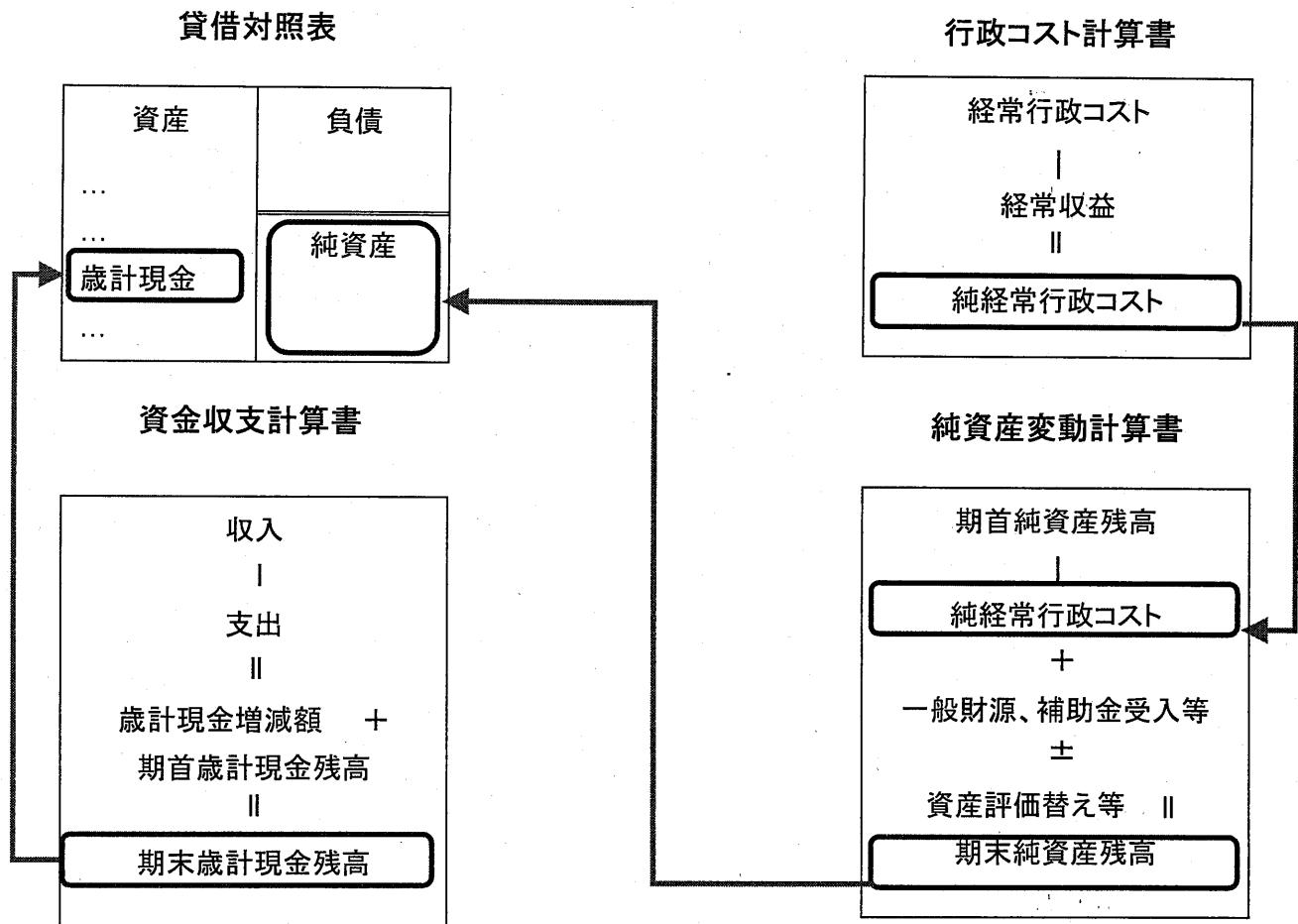


経常的収支の黒字よりも、公共資産整備収支と投資・財務的収支の赤字合計が大きい場合は、期首にあった歳計現金が減少していることを表します。

なお、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の合計は、その年度の歳計現金の増減額と一致します。

V 財務書類 4表の関係

財務書類は、4つの表から構成されていますが、4表の関係を示したのが次の図です。



「貸借対照表」は、左側が財産、右側がその財源となっており、必ず左側の合計額と右側の合計額が一致しますので、純資産が減少するということは、資産が減少するか、あるいは負債が増加することになります。逆に、純資産が増加するということは、資産が増加するか、あるいは負債が減少することになります。

「貸借対照表」の純資産は、国・県からの補助金や、自団体の財源で既に負担した部分を表していますが、この純資産の変動を表したものが、「純資産変動計算書」になります。「純資産変動計算書」における変動要因の主なものは、純経常行政コスト（純資産のマイナス要因）と一般財源、補助金受入等（純資産のプラス要因）ですので、一般財源、補助金受入等が純経常行政コストを上回れば（一般財源及び補助金等で純行政コストを賄いきったうえで余剰が生じる状況）、純資産が増加することになり、将来世代への資産を蓄積するか、あるいは、将来世代の負担である負債を減少させることになります。逆に、純経常行政コストが一般財源、補助金受入等を上回れば（一般財源及び補助金等で純経常行政コストを賄いきれない状況）、純資産が減少するため、将来世代への蓄積である資産を取り崩すか、あるいは将来世代の負担で

ある負債を増加させることになります。

「行政コスト計算書」は、純資産変動計算書における純経常行政コストの詳細な内訳明細です。1年間かかった経常行政コスト総額から、受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

「資金収支計算書」は、歳計現金の動きを表す計算書ですが、期末歳計現金残高は「貸借対照表」の歳計現金残高と必ず一致します。すなわち、「資金収支計算書」は「貸借対照表」に計上されている歳計現金の増減明細ということになります。

第2 財務書類の種類

作成する財務書類の方式には、「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」及び「東京都方式」の3種類が有ります。

「基準モデル」は、企業会計実務を基に、資産、税収や移転収支など自治体の特殊性を加味し、資産負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としたモデルです。

「総務省方式改訂モデル」は、各団体のこれまでの取組みや作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認められたモデルです。

「東京都方式」は、日々の会計処理から複式簿記・発生主義のデータを蓄積して財務諸表を作成する方式で、財務会計システムのカスタマイズが必要なモデルです。

当市においては、作成事務の負荷を考慮して、既存の決算統計情報を活用して作成できる「総務省方式改訂モデル」に基づき、財務書類を作成しています。

第3 財務書類の科目について

①貸借対照表

(1) 有形固定資産

- (2) 売却可能資産
- (3) 投資及び出資金
- (4) 貸付金
- (5) 基金等
- (6) 長期延滞債権
- (7) 回収不能見込額

- (8) 資金
- (9) 歳計現金
- (10) 未収金

(11) 退職手当引当金

(12) 純資産

市が保有する公有財産のうち、道路、学校、庁舎などの不動産等。昭和44年度以降の普通建設事業費の合計により算出し、土地以外については、区分ごとに設定された耐用年数に基づき、定額法により減価償却を実施
遊休資産や未利用資産等の売却が可能な資産
公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出捐金
奨学金や住宅新築資金の貸付等
特定目的基金や退職手当組合積立金等
市税等の収入未済額のうち、1年以上未収のもの
貸付金や長期延滞債権のうち将来回収不能と見込まれるもの
財政調整基金、減債基金、歳計現金
当該年度の歳入・歳出の差額（年度末の繰越残高）
市税等の収入未済額のうち、過去1年内に発生したもの
特別職を含む全職員が年度末に普通退職したと仮定した場合の退職手当見込額（ただし、実際の将来の所要額とは異なる）
資産合計から負債合計を差し引いたもの

②行政コスト計算書

- (1) 退職手当引当金繰入等
- (2) 賞与引当金繰入額
- (3) 物件費
- (4) 社会保障給付

- (5) 他会計等への支出額
- (6) 他団体への公共資産整備補助金等
- (7) 支払利息
- (8) 回収不能見込計上額
- (9) 純経常行政コスト

将来の退職手当のうち当期に発生した分
翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した分
旅費、備品購入費、委託料、光熱水費等の経費
児童手当等の支給、高齢者や障がい者に対する援護措置費、生活保護費などに要する経費
特別会計等の他会計への財政支出
他団体及び民間への補助金支出等により形成された資産に対する当該年度支出分
地方債及び一時借入金の利子支払額
当該年度の回収不能見込額の増減額
経常行政コストから行政サービス提供の対価である使用料等の経常収益を差し引いた金額

③純資産変動計算書

- (1) 期首純資産残高
- (2) 純経常行政コスト

- (3) その他行政コスト充当財源
- (4) 補助金等受入
- (5) 臨時損益
- (6) 公共資産除売却損益

- (7) 資産評価替・無償受入
- (8) 期末純資産残高

前年度末の純資産額
行政コスト計算書により算定される数値
(経常費用-経常収益)
地方譲与税、地方消費税交付金、財産収入など
資産整備等に充てられた国県補助金
経常的でない特別な事由に基づく損益
公共資産の除却は帳簿価格、売却は帳簿価格と売却額との差額を計上
資産の再評価による損益、無償受入による資産増
貸借対照表の純資産合計と一致

④資金収支計算書

(1) 経常的収支

経常的な行政活動の収支で、その他の収支に含まれないもの

(2) 公共資産整備収支

道路や学校、下水道など、主に貸借対照表の有形固定資産形成のための支出及び財源

(3) 投資・財務的収支

公営企業や外郭団体への出資金・貸付金、地方債の元利償還額などの経費及び財源

(4) 基礎的財政収支

いわゆるプライマリーバランスをいい、公債費関連の歳入・歳出を除いた基礎的な財政収支